

BUSINESS ONE POINT  
**TFG** ニュースレター  
2014. 6 No. 274

健全性支援実績No1を目指す！

T&FGgroup  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

**TFG** 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）  
e-mail info@tfg.gr.jp

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 相続税の改正について
- II. 戦略経営計画策定プロセスで改善できる
- III. 不動産の事業区分について
- § 事業化交流マッチングのご案内について

### [ 今月のトピックス ]

- ・税務相談Q&A情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・経済産業省・中小企業庁・金融庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. 相続税の改正について

—平成27年1月1日以降の相続税が変わります—

平成25年度の税制改正に関する法律が平成25年3月29日国会で可決成立し、相続税に関しては平成27年1月1日以降開始する相続について適用されます。改正の内容については、相続税の基礎控除の引き下げ、税率構造の改正等、課税対象者の拡大、格差是正、富の再配分機能の強化などを目的としたものとなっております。今まで相続税とは無縁と思われていた方もひょっとすると申告・納税が必要になってくるかも知れません。今回は来年から適用となる相続税の改正内容について御説明致します。

### ■ 遺産に係る基礎控除の引き下げ

相続税については基礎控除というものが、遺産の総額が基礎控除以下の場合には申告・納付を必要としません。今回の改正でその基礎控除が引き下げられることになりました。この引き下げにより、改正前には4%程度だった課税対象者が6%程度に上昇する見込みです。

改正前の基礎控除  $5,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

改正後の基礎控除  $3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

法定相続人を配偶者と子2人としますと、改正前では8,000万円まで相続税の申告・納付を必要としなかったものが、改正後では4,800万円までとなり、それを超えると相続税の申告・納付をしなければならなくなります。この様に課税対象者が拡大されることになるので、例えば地価の高い都市部に自宅がある方などは要注意です。

### ■ 相続税の税率構造の改正

富裕層に相続税の負担を求める観点から、最高税率の引き上げなど税率構造が変わります。改正前では6段階だった税率区分が8段階に変更され、6億円超の部分については50%から55%に引き上げられ、1億円超3億円以下の部分は40%とされていた税率が細分化され2億円超3億円以下の部分について45%に引き上げられます。

## ■ 未成年者控除・障害者控除の引き上げ

相続税法では法定相続人が 20 才未満の未成年者や障害者であった場合には税額を軽減する税額控除制度があります。今回の改正でこれらの未成年者控除や障害者控除について控除額の引き上げが行われます。

・未成年者控除	改正前	20 才までの 1 年につき 6 万円
	改正後	20 才までの 1 年につき 10 万円
・障害者控除	改正前	85 才までの 1 年につき 6 万円（特別障害者は 12 万円）
	改正後	85 才までの 1 年につき 10 万円（特別障害者は 20 万円）

以上のように平成 27 年 1 月 1 日以降は相続税は大幅に変わります。今まで相続税なんて無関係と思われていた方も納税義務者となる可能性があるので要注意です。

## ■ 特定居住用宅地と特定事業用宅地への小規模宅地等の特例の適用

特定居住用宅地と特定事業用宅地の両方を適用して宅地の評価減をする場合、調整計算を行いそれぞれの上限面積を使うことができませんでしたが、平成 27 年 1 月以降はそれぞれの上限面積を使用することができます（最大 400 m<sup>2</sup>から 730 m<sup>2</sup>）。両方を適用することにより、相続税評価額の引下げが図れるため、有効活用を検討されることを強くお勧め致します。

個々の状況により改正後は相続税が発生・増加するケースや相続税が逆に減少するケースもあります。基礎控除の引き下げにより相続税が発生・増加する場合でも事前に適切な対策を取れば恐れることはありませんので、改正による影響を把握するとともに相続税の対策を取られることをお勧めします。



## 税務相談 Q & A 情報コーナー

### ■ 退職所得の受給に関する申告書とは

役員・従業員の方が退職する際に事業者が退職金を支給する場合、その退職金から退職所得控除額を控除した金額の 2 分の 1 の金額に対して税率を掛けて源泉徴収します。退職所得の受給に関する申告書を退職者が事業所に提出していなければ退職所得控除を控除せずに退職金全額に 20.42% の税率で源泉徴収しなければなりません。また、退職される方は確定申告が必要になります。事業者は退職者に必ずこの受給に関する申告書の提出を求めてください。



## 経営指標解説コーナー

### ■ 固定資産回転率とは

固定資産回転率とは固定資産と売上高の比率で、固定資産が売上高獲得につながっているか、固定資産に無駄が含まれていないか、すなわち固定資産が有効活用されているかどうかを判断する指標です。少ない資産で大きな売り上げの獲得が理想です。従って、固定資産回転率は高いほど良いと判断できます。数値が悪化した場

合は、売上高が少ないのか又は無駄な固定資産が含まれていないかなどを探り早めに処分して価値ある資産へと振り変える必要があります。また、この指標は、設備投資が必要な業種とそうではない業種があるため、業種ごとに平均値は異なるので同業他社や自社の過去の実績との比較が有効となります。

## II. 戦略経営計画策定プロセスで改善できる

— 資金不足問題への対処について —

戦略経営計画の試案を策定していると、その策定プロセスの中で資金不足になることが判明することがありますが、つついその計画を改善せずに、突き進んでしまいがちです。ただ、事前に資金不足が判明すればいいのですが、計画を実行に移してから資金不足が判明することも多く、その計画は所謂、身の丈に合わない計画なのですから、計画を実行に移す前に、計画策定プロセスの中で資金不足の問題を改善する必要があります。この資金不足の問題は、大企業、中小企業の区分に関係なく頻繁に発生する問題であり、間違っ身身の丈に合わない計画を実行に移して、資金繰りが厳しくなるような事態にならないようにするためにも、以下に資金不足問題について解説致します。

### ■ 資金不足問題を発見するための大前提について

資金不足の問題を発見するにあたって、実は PL 計画(所謂損益計算書計画)だけを策定していても発見することはできません。PL とは、あくまで売上損益を見るためのものであって、この PL 計画だけでは、その計画実行に必要となるキャッシュの額やキャッシュの出入りをみることはできません。つまり BS 計画(貸借対照表計画)と CF 計画(キャッシュフロー表計画)を同時並行で策定する必要がある訳です。BS 計画や CF 計画を策定することは、少し複雑な作業のように見えますが、その実効性を担保する資金的裏付けや資産背景がなければ、絵に描いた餅となる訳ですから、PL 計画だけではなく、BS 計画、CF 計画も必ず策定してください。

### ■ 経営検討会議における財務部門の役割について

戦略経営計画策定プロセスにおいては、各部門から試案が提出される流れとなります。当然、この試案を積み上げていくことで、全社の PL 計画、BS 計画、CF 計画の試案が出来上がることになる訳ですが、財務部門としては、PL 計画の当期利益、BS 計画の決済性預金勘定の額、BS 計画の借入金勘定で借入先未承認金額を最低限でも把握しておく必要があります。試案検討会議では、これらの数字に基づいて、マネジメント層に対して、キャッシュや資産等を背景にした計画実効性の可否などを提言することになります。

### ■ 資金不足問題を解消する方法について

銀行に融資を申込みした際に、必ず聞かれるのが資金用途と融資希望額です。資金用途とは、融資で調達した金額をどのように使うのかを意味しており、運転資金或いは設備資金のように

漠然とした資金使途では、銀行の信頼を勝ち得ることはできません。また融資希望額が 500 万円と銀行に説明したとしても、なぜ 500 万円が必要なのか、400 万円だとダメなのかなどの疑問に対して、説得力ある答えを用意することは困難です。そこで、上記の試算策定プロセスにおいて、練りに練った、ギリギリのところまで考え抜かれた PL 計画、BS 計画、CF 計画を提出することによって、これらの銀行側の疑問は胡散霧消することになります。試算策定プロセスの中で資金不足の問題を解消することは当然ですが、その不足分を計画的に銀行から融資を受けて解消することは、資金不足問題を解消する有効な手段の一つです。

### Ⅲ. 不動産の事業区分について

— みなし仕入率が変わる —

平成 26 年度改正により、不動産業の簡易課税のみなし仕入率が引下げられることとなりました。みなし仕入率の引下げは平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

#### ■消費税の納税額について

消費税の納税額は、自社が預かった売上に係る消費税額から、自社が負担した仕入に係る消費税額を控除して計算するのが原則です。しかし、仕入に係る消費税額を厳密に計算するための事務負担を考慮して、一定の中小事業者(基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者)については、届出書の提出を要件に、簡便的な仕入に係る消費税額の計算が認められています。この簡便的な方法を簡易課税制度といいます。簡易課税制度では、売上に係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額が仕入に係る消費税額とされます。このみなし仕入率は、第 1 種事業(90%)から第 5 種事業(50%)まで業種別に定められています。

#### ■みなし仕入率の改正について

今回の簡易課税制度のみなし仕入率の見直しは、消費税のいわゆる“益税”の解消に向けた改正です。事業者の実務に直結するだけに留意が必要です。消費税率が平成 26 年 4 月より 8%、27 年 10 月には 10%と引上げが予定されるなかで、本来国に納めるべき消費税が事業者の手元に残るいわゆる“益税”問題は課税の公平性といった面から問題となっておりました。会計検査院からも仕入率を計算できるにもかかわらず、本則課税の場合と納税額の損得を比べ簡易課税制度の適用を判断している事業者が多い、また、みなし仕入率が実際の課税仕入率と乖離が大きい業種があると指摘があったため、今回の改正で事業区分に新たに第 6 種事業として不動産を指定し、みなし仕入率がこれまでの 50%から 40%に引き下げられることとなりました。ちなみに、金融業及び保険業についても第 4 種事業から第 5 種事業とし、そのみなし仕入率が 60%から 50%に引き下げられます。

## ■改正の影響について

今回の改正の影響を大きく受けるのが、店舗、事務所などの非居住用物件の賃貸収入がある個人又は法人の不動産賃貸業者です。適用時期は平成27年4月1日以降に開始する課税期間とまだ先ですが、個人事業者であれば平成28年分の申告から40%のみなし仕入率が適用されますので、平成26年分から28年分にかけて、税率の引き上げとともに着実に納税額が増加することになります。そのため、消費税増税分の価格転嫁を心掛ける。簡易課税ではなく、場合によっては本則課税の方が有利になる場合もありますので両者を比較検討するなどの準備が必要になってきます。また、これから簡易課税制度を適用しようとする会社についても留意が必要です。消費税簡易課税制度選択届出書を提出していない事業者が平成26年9月30日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出すると、届出書の強制適用期間である2年間は改正前のみなし仕入れ率の60%が適用されることとなります。平成27年4月1日以降に開始する課税期間であっても、改正前の率が適用されます。したがって、選択届出書の提出日によって、みなし仕入れ率の経過措置対象となるかどうか異なってきます。



## 経済産業省情報コーナー

### ■ 標準化官民戦略の策定について

標準化官民戦略とは、新市場創造や企業の競争力強化に資する「標準化」に関して、官民が連携し取り組むべき具体策を標準化戦略として策定するアクションプランです。本戦略は、1. 官民の体制整備 2. 世界に通用する認証基盤の強化 3. アジア諸国との連携強化 4. 本戦略のフォローアップ体制の構築の4本柱で構成されています。今後は、戦略の着実な実施を行い、必要に応じて標準化官民戦略会議が開催される予定です。



## 中小企業庁情報コーナー

### ■ 消費税転嫁対策強化月間における取組状況について

平成26年4月の消費税率引上げを踏まえて、経済産業省では3月及び4月を「消費税転嫁対策強化月間」として対策に取り組みました。具体的には、1. 監視・取締り対応の強化策 2. 広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行いました。なお、転嫁状況について、「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引、消費者向け取引ともに3.7%存在しました。



## 金融庁情報コーナー

### ■ 麻生副総理兼財務大臣閣議後記者会見の概要について

麻生副総理は、法人税実効税率の引き下げについて、安倍総理と同様、法人課税を成長志向型の構造に変革していくことが重要であると会見で述べました。また、同時に日本は財政健全化という大命題を抱えており、2020年度までにプライマリーバランス黒字化達成の目標があるので、財政収支の改善を行っている時に恒久的な減税を行うのであれば、恒久的な財源を見つけないとなかなか難しく、骨太の方針の取りまとめに向けて自民党税制調査会や政府税制調査会で議論を進めていく予定であるとのコメントもありました。



## 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススのホームページをご紹介します。

内閣府オンラインで提供されている「消費動向調査のページ」をご存知でしょうか。同サイトは、消費者の暮らし向きに関する考え方の変化等をとらえ、景気動向の把握や経済政策の企画・立案の基礎資料とすることを目的として毎月更新されています。例えば、自己啓発・趣味・レジャー・サービス等の支出予定や主要耐久消費財等の保有・買替え状況等各月ごとに様々な視点で消費者の同行が分析されていますので、貴社のマーケティングアクション考察の一助となるのではないのでしょうか。是非ビジネス等でご活用くださいませ。

「内閣府オンライン 消費動向調査のページ」

[www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/menu\\_shouhi.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/menu_shouhi.html)

### <ビジネス・マッチングのお知らせ>

#### 事業化交流マッチング（商談展示会）

～技術を持ち寄って高付加価値商材の開発に取り組みませんか～

成長産業は医療・介護・福祉・健康&エネルギーと言われています。日本の技術力は金属成型、プレス/機械加工、表面/熱処理等の優れた技術が支えているのが実態です。そこで成長産業に向けての秋のビジネス・マッチングが企画されています。詳しくはお問い合わせください。

主 催：大阪府異業種交流促進協議会

日 時：平成26年10月8日 13:30～17:30

場 所：マイドームおおさか 1F展示ホール

参加費：有料（懇親会あり）

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

**TFG**では経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

**TFG** 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

**TFG** ニュース編集担当 岸本 圭祐